

議案第25号

令和4年度川口市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度川口市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

ア 病院

(ア) 病床数 539 床

(イ) 入院患者数 159,505 人 1日平均入院患者数 437 人

(ウ) 外来患者数 277,020 人 1日平均外来患者数 1,026 人

イ 診療所

(ア) 安行診療所 外来患者数 14,580 人 1日平均外来患者数 54 人

(2) 主要な建設改良事業

施設整備事業等 1,779,532千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	20,052,725 千円
第1項 医業収益	18,513,809 千円
第2項 安行診療所医業収益	95,413 千円
第3項 医業外収益	1,427,035 千円
第4項 安行診療所医業外収益	16,466 千円
第5項 特別利益	2 千円

支 出

第1款 病院事業費用	20,052,725 千円
第1項 医業費用	19,359,255 千円
第2項 安行診療所医業費用	111,730 千円

第3項	医業外費用	569,590 千円
第4項	安行診療所医業外費用	149 千円
第5項	特別損失	2,001 千円
第6項	予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,062,346千円は、過年度分損益勘定留保資金1,057,869千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,477千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	1,259,929 千円
第1項	企業債	400,000 千円
第2項	負担金	857,178 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	他会計繰入金	2,750 千円

支 出

第1款	資本的支出	2,322,275 千円
第1項	建設改良費	1,779,532 千円
第2項	企業債償還金	542,743 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業	400,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する事項による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 職員給与費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

10,015,514 千円

(2) 交際費

250 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,248,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器械備品	放射線治療装置	一式

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木信夫